動物の輸出入検疫速報(平成29年6月分)

(単位:頭、羽)

乗用 12 2 競走用 19 10 肥育用 204 - と畜場直行用 - - その他 2 - ちさぎ 127 41 鶏 - - さずら - - たちょう - - 七面鳥 - - あひる - - がちょう - - その他のかも目の鳥類 - - きじ - - ほろほろ鳥 - - 初生ひな(乳) 5,569 - 初生ひな(その他) - - 電蜂(群) 0 - 指定検疫物以外の動物(注2) 13,349				(単位:與、羽 <i>)</i>
中の世界を使用 955 と者場直行用 - その他 - かん羊 - 山羊 - その他の偶蹄類 - 集用 12 乗用 12 競走用 19 肥育用 204 と審場直行用 - その他の馬科 - うざき 127 41 41 第 - こうずら - たちょう - この他のあも目の鳥類 - きじ - ほろほろ鳥 - 初生ひな(籍) 5,569 初生ひな(その他) - 理解(間) - な嫌(群) 0 おおよりでま - その他のかも目の鳥類 - きじ - おおよろの他のかも目の鳥類 - きじ - おおまりなりなりなりなりなります - 大 444 563 おとりなります - おおまりです。 - おおまりです。 - まずりのりまりなります </th <th></th> <th></th> <th>輸入</th> <th>輸出</th>			輸入	輸出
## Provided Representation			364	-
## Provided Representation		肉用繁殖用	_	-
と音場直行用	,牛	│ 肥育用	955	-
その他		と畜場直行用	_	-
がしま		その他	-	-
世界の他の偶蹄類	REST	繁殖用	247	-
山羊 その他の偶蹄類 - - - - - - - - - - - - - - - - - <t< td=""><td>,,,,</td><td>その他</td><td></td><td>1</td></t<>	,,,,	その他		1
下の他の偶蹄類	めん羊			-
無用 - 4 乗用 12 2 競走用 19 10 肥育用 204 - と畜場直行用 - - その他 2 - おさぎ 127 41 3 - - たちょう - - 七面鳥 - - かちょう - - その他のかも目の鳥類 - - きじ - - ほろほろ鳥 - - 初生ひな(発) 5,569 - 初生ひな(その他) - - 種卵(個) - - 室蜂(群) 0 - 指定検疫物以外の動物(注2) 13,349 大 444 563 遊のりのよりにでま - - まつね - - スカンク - -			_	_
無用 12 2 2 競走用 19 10 me	その他の偶蹄類		_	_
競走用 19 10 肥育用 204 - と畜場直行用 - - その他 2 - その他 2 - おさぎ 127 41 鶏 - - だちょう - - 七面鳥 - - あひる - - たの他のかも目の鳥類 - - きじ - - ほろほろ鳥 - - 初生ひな(類) 5,569 - 初生ひな(その他) - - 種解(個) - - 指定検疫物以外の動物(注2) 13,349 犬 444 563 猫 209 204 あらいぐま - - きつね - - スカンク - -			_	4
肥育用 204				2
肥育用 204	臣	競走用		
その他 2	W.		204	_
その他の馬科 - - うざら - - だちょう - - 七面鳥 - - あひる - - がちょう - - その他のかも目の鳥類 - - きじ - - ほろほろ鳥 - - 初生ひな(鶏) 5,569 - 初生ひな(その他) - - 重解(群) 0 - おは定検疫物以外の動物(注2) 13,349 大 444 563 猫 209 204 あらいぐま - - きつね - - スカンク - -			_	_
127 41 38		その他	2	-
現 うずら	その他の馬科		_	-
現 うずら	うさぎ		127	41
だちょう - - あひる - - がちょう - - その他のかも目の鳥類 - - きじ - - ほろほろ鳥 - - 初生ひな(鶏) 5,569 - 初生ひな(その他) - - 種郭(個) - - 室蜂(群) 0 - 指定検疫物以外の動物(注2) 13,349 大 444 563 猫 209 204 あらいぐま - - きつね - - スカンク - -	鶏		-	-
七面鳥 - - あひる - - がちょう - - その他のかも目の鳥類 - - きじ - - ほろほろ鳥 - - 初生ひな(鶏) 5,569 - 初生ひな(その他) - - 種野(個) - - 塩蜂(群) 0 - 指定検疫物以外の動物(注2) 13,349 大 444 563 猫 209 204 あらいぐま - - さつね - - スカンク - -			_	-
あひる - - がちょう - - その他のかも目の鳥類 - - きじ - - ほろほろ鳥 - - 初生ひな(鶏) 5,569 - 有野(個) - - 室蜂(群) 0 - 指定検疫物以外の動物(注2) 13,349 大 444 563 猫 209 204 あらいぐま - - そつね - - スカンク - -		=	-	
がちょうその他のかも目の鳥類きじぼろほろ鳥初生ひな(鶏)5,569-初生ひな(その他)種卵(個)蜜蜂(群)0-指定検疫物以外の動物(注2)13,349犬444563猫209204あらいぐまさつねスカンク			_	-
その他のかも目の鳥類きじほろほろ鳥初生ひな(鶏)5,569-初生ひな(その他)種卵(個)蜜蜂(群)0-指定検疫物以外の動物(注2)13,349犬444563猫209204あらいぐまきつねスカンク	あひる		-	-
きじほろほろ鳥初生ひな(鶏)5,569-初生ひな(その他)種卵(個)蜜蜂(群)0-指定検疫物以外の動物(注2)13,349犬444563猫209204あらいぐまきつねスカンク	がちょう		-	-
ほろほろ鳥 - - 初生ひな(鶏) 5,569 - 初生ひな(その他) - - 種卵(個) - - 蜜蜂(群) 0 - 指定検疫物以外の動物(注2) 13,349 犬 444 563 猫 209 204 あらいぐま - - きつね - - スカンク - -	その他のかも目の鳥類		_	-
初生ひな(鶏) 5,569 初生ひな(その他) - 種卵(個) - 蜜蜂(群) 0 指定検疫物以外の動物(注2) 13,349 犬 444 563 猫 209 204 あらいぐま - - きつね - - スカンク - -			-	-
初生ひな(その他) - - 種卵(個) - - 蜜蜂(群) 0 - 指定検疫物以外の動物(注2) 13,349 犬 444 563 猫 209 204 あらいぐま - - きつね - - スカンク - -			-	-
種卵(個)蜜蜂(群)0-指定検疫物以外の動物(注2)13,349犬444563猫209204あらいぐまきつねスカンク	初生ひな(鶏)		5,569	-
蜜蜂(群)0-指定検疫物以外の動物(注2)13,349犬444563猫209204あらいぐまきつねスカンク	初生ひな(その他)		_	-
指定検疫物以外の動物(注2)13,349犬444563猫209204あらいぐまきつねスカンク	種卵(個)		-	-
犬444563猫209204あらいぐまきつねスカンク			0	_
猫209204あらいぐまきつねスカンク				13,349
猫209204あらいぐまきつねスカンク				563
きつね スカンク	猫		209	204
スカンク			-	_
			-	-
サル 128			-	_
	サル		128	

(資料)動物検疫所調べ

- (注)1 解放頭羽数ベースの速報値のため、数値が変更となることがある。 2 家畜伝染病予防法第45条第1項第1号に基づく検査を実施した動物。

骨類	骨	砕骨	蹄角	骨腱	蹄角粉	その他の骨	II -
有效	2,112,594	1,255,332	9,880	53,693	62,752	_	3,494,251
	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	鹿肉	その他の 偶蹄類肉	加熱処理牛肉
	57,728,947	96,726,210	2,776,296	64,181	4,994	1,140	234,558
	加熱処理豚肉	加熱処理 その他の偶蹄類	ハム	加熱処理ハム	ソーセージ	加熱処理 ソーセージ	ベーコン
	1,268,137	-	292,185	50,069	1,081,986	1,633,723	225,591
肉類	加熱処理ベーコン	馬肉	うさぎ肉	家きん肉	犬肉	非加熱 その他の肉	加熱処理 その他の肉
	4	535,943	776	49,585,957	9,475	731,329	4,174,887
	加熱処理 家きん肉	加熱処理 その他の家きん					āl
	40,428,676	2,837,015					260,392,078
	牛臓器	豚臓器	その他の偶蹄類の臓器	加熱処理 牛の臓器	加熱処理 豚の臓器	加熱処理その他の偶蹄類の臓器	偶蹄類以外の 臓器
	197,158	33,891	6,321			— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	49,164
	消化管等	加熱処理 消化管等	ケーシング	脂肪	非加熱 その他の臓器	加熱処理 その他の臓器	加熱処理 家きん臓器・消化管等
臓器類	3,416,072	-	409,143	3,058,182	5	- C 42 (2 42 mg Hz	318,661
	加熱処理その他 の家きん臓器						āt
							7,488,598
	食用殼付卵	液卵	その他の卵				#H
卵類	90,550	590,092	-				680,642
	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	鹿皮	その他の 偶蹄類の皮	馬皮
皮類	3,178,877	175,188	13,901	-	19,692	-	189,400
	うさぎ皮	犬皮	その他の皮				āl
	29,400	_	-				3,606,457
毛類	牛毛	豚毛	羊毛	山羊毛	鹿毛	その他の 偶蹄類の毛	馬毛
	-	2,271	-	17,823	_	18,149	6,249
	うさぎ毛	羽毛	犬毛	その他の毛			ill
	720	224,773	-	-			269,985
ミール類	血粉	肉粉	肉骨粉	皮粉•羽毛粉			#
	151,753	-	-	-			151,753
その他 畜産物	精液 (アンプル)	受精卵 (個)	ふん・尿				#H
	58,124	531	-				0
わら類	穀物のわら	飼料用の乾草	その他				#H
	16,233,940	5,100	102,230				16,341,270
		ı			ı	•	総計
							292,425,034

資料)動物検疫所調べ

(注) 1. 解放重量ベースの速報値の為、数値が変更となることがある。

また、数量については、ことわりのない限り、Kg集計できるもののみを集計している。

- 2. 携帯品・郵便物として輸入されたものは除く。
- 3.「家きん肉」は、鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょう、その他のかも目の鳥類由来の肉、ハム、ソーセージ、ベーコン。
- 4. 「偶蹄類以外の臓器」には、馬、家きん、うさぎ、犬の臓器を含む。
- 5.「消化管等」には、消化管、子宮及び膀胱を含む。
- 6. 「その他の肉、臓器」には、餃子やピザなど肉(臓器)を含む調製品である。
- 7. 「加熱処理牛肉、加熱処理豚肉、加熱処理その他の偶蹄類」、「加熱処理ハム、加熱処理ソーセージ、加熱処理ベーコン」は 農林水産大臣の指定した施設で農林水産大臣の定める基準に従い加熱処理がなされたもの。なお、家きん肉由来のものは含まない。
- 8. 「加熱処理家きん肉」は、農林水産大臣の指定した施設で農林水産大臣の定める基準に従い加熱処理がされた、鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類由来の肉、ハム、ソーセージ、ベーコンである。
- 9. その他の畜産物の計に精液、受精卵は含めない。
- 10. 総計に「その他の畜産物」は含めない。
- 11. 類別の計は、集計対象が無い場合「O」と記す。

	骨	砕骨	蹄角	骨腱	生骨粉	加熱処理骨粉	蹄角粉
骨類	76	-	-	-	-	-	-
	その他の骨						計
	-						76
	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	鹿肉	その他の 偶蹄類肉	ΛΔ
	197,290	443,914	-	-	_	-	674
rdo #45	ソーセージ	ベーコン	馬肉	うさぎ肉	家きん肉	犬肉	その他の肉
肉類	3,105	1,482	-	-	767,536	-	82,318
							計
							1,496,319
	牛臓器	豚臓器	その他の偶蹄類の臓器	偶蹄類以外の 臓器	消化管等	ケーシング	脂肪
唯见据	56	1,844	-	156	23,578	-	180
膱器類	非加熱 その他の臓器						計
	-						25,813
卵類	殼付卵	液卵	その他の卵				計
卯頖	325,156	1,320	17,535				344,012
	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	鹿皮	その他の 偶蹄類の皮	馬皮
皮類	1,024,687	6,455,989	-	-	-	-	-
反短	うさぎ皮	犬皮	その他の皮				랆
	-	-	-				7,480,676
	牛毛	豚毛	羊毛	山羊毛	鹿毛	その他の 偶蹄類の毛	馬毛
五糖	-	-	-	-	-	-	-
毛類	うさぎ毛	羽毛	犬毛	その他の毛			計
	-	37,085	-	-			37,085
ミール類	血粉	肉粉	肉骨粉	皮粉·羽毛粉			計
	-	-	-	-			0
その他 畜産物	精液 (アンプル)	受精卵 (個)	ふん・尿		<u>-</u>		計
	4,200	_	40,500				40,500
							総計
							9,424,481

資料)動物検疫所調べ

- (注) 1. 解放重量ベースの速報値の為、数値が変更となることがある。 また、数量については、ことわりのない限り、Kg集計できるもののみを集計している。
 - 2. 携帯品・郵便物として輸出されたものは除く。
 - 3. 「家きん肉」は、鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょう、その他のかも目の鳥類由来の肉、ハム、ソーセージ、ベーコン。
 - 4. 「偶蹄類以外の臓器」には、馬、家きん、うさぎ、犬の臓器を含む。
 - 5. 「消化管等」には、消化管、子宮及び膀胱を含む。
 - 6. 総計に「その他の畜産物」は含めない。
 - 7. その他の畜産物の計に精液、受精卵は含めない。
 - 8. 類別の計は、集計対象が無い場合「O」と記す。